

海外安全官民協力会議 第4回本会合開催結果 【概要】

1. 日 時 平成19年4月12日 （於：外務省会議室）

2. 出席者 本会合メンバー 16名

講師 海外勤務健康管理センター 濱田篤郎所長代理

外務省 領事局長 谷崎 泰明

領事局海外邦人安全課長 齋藤 法雄

領事局邦人テロ対策室長 山内 弘志

3. 議事要旨

（1）官民協第14回～第19回幹事会の報告

海外邦人安全課長より報告。

- 昨年1月に開催された第3回本会合の後、6回の幹事会を行った。
このような官民の間での情報共有や議論を重ねることは、外務省が施策を検討する上で、また、右を踏まえて、民間各社・業界が自助努力の分野を見極める上で極めて有益であったと考える。
- 本年は、外務省が海外邦人の安全対策に関する官民協力の取組みを始めてより15年目の節目を迎えたこともあり、年次報告を作成した。この年次報告は、官民協以外の皆様にとっても、海外安全対策を考える上で有益な文書となり得るため、ホームページにも掲載し、広く御活用いただきたいと考える。

（2）2006年 テロ情勢・回顧と展望

邦人テロ対策室長より、2006年 テロ情勢の回顧と展望につき報告。

- 日常的にテロ事件が発生しているイラク及びアフガニスタンを除き、2006年に発生した主なテロ事件として、4月のシナイ半島での連続爆弾テロ、7月のムンバイ列車同時爆破テロ、8月の英国航空機爆破計画阻止、9月のタイ南部連続爆弾テロ、12月のマドリッドの空港爆破テロ、年末年始のバンコクにおける連続爆弾テロが挙げられる。
- 2006年においては、各国当局によるテロ対策が一定の成果を挙げた

反面、大型のテロが難しくなり、テロの小型化、ソフトターゲット化の現象が見られ、また、コンピューターネットワークの利用により、知見、ノウハウの迅速な共有化が進んだと見られる。更に伝統的なテロが変質し、今後は過去の常識が通用しなくなる可能性もある。また、先進国においてもテロ細胞が引き続き活動しているとされている。

(3) 新型インフルエンザ対策について

(イ) 海外勤務健康管理センター 濱田所長代理より海外渡航者の新型インフルエンザ対策つき説明。

- H5N1 型鳥インフルエンザの感染者数は、2003 年 12 月から 2005 年 12 月末までの約 2 年間で 147 人であったが、2006 年 1 月から 2007 年 4 月までの 1 年 4 ヶ月で、既に 141 人に達し、感染者数の増加率が急激に高くなっている。
- 2006 年 2 月、トルコの感染者のウイルスを WHO が確認したところ、ヒト細胞への結合を容易にする変異が認められた。つまり、新型インフルエンザウイルス発現の可能性が高まったと言えよう。また、同年 5 月にインドネシアの北スマトラで 7 人の感染者が集団発生し、ヒト・ヒト間の感染が発生した疑いが持たれたが、その後、感染が広がることはなかった。なお、この集団発生的一件からは、重要な教訓が得られた。即ち、最初の感染者が発症したのは 4 月 24 日であり、この感染者は数日後に死亡したが、インドネシア保健当局者が事実を発表したのは、最初の感染者が発症してから 19 日後であり、また、WHO が集団発生を公式発表したのは 24 日後であった。つまり、WHO の発表を待って対応すると手遅れになる可能性があるということを指摘したい。
- 各企業等において、駐在員退避の判断を行うのは容易ではないと考えるが、当海外勤務健康管理センターの「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、企業には海外勤務者への安全配慮義務があり、日本に退避させ流行を迎えるのが最良の選択であるとの基本的考えに基づき、退避の判断を行う際の手順を細かく記載している。

- 退避の時期については、フェーズ 4 前後の段階で退避を行うべきと考える。仮にフェーズ 5 となった段階での退避を検討していたとしても、実際にはフェーズ 4 から、いきなりフェーズ 6 が発令される可能性も高く、その場合、退避のタイミングを失する可能性がある。
- 現地に残留する場合、各自が予防策を講じ、適切な情報入手に努め、生活必需品の備蓄を行っておくことが不可欠となるが、途上国に残留する場合には、種々の問題に直面する可能性が高い。
- 例えば、ジャカルタの場合は、フェーズ 6 となった際には、一般病院で治療を受けることとなる可能性が高いが、これらの病院には多くの受診者が押しかけ、野戦病院のような状況になるのではないかとと思われる。また、同国でタミフルの備蓄が極めて少ないことにかんがみると、適切な医療が受けられるとは言い難い状況である。こういった状況を踏まえると、ジャカルタでの現実的な対応としては、やはり流行の早期に帰国することが最善の策と言えるが、残留する場合には、各自、各企業の自己責任において事前にタミフルを入手しておくことが不可欠と考える。
- 当センターでは、ガイドラインを 5 月初旬に改定する予定であるが、同ガイドラインには、退避時期、タミフルによる自己治療の方法、事業継続方法、現地従業員対策、帰国者の対応等の現実的な手順について細かく記載することとしている。
- 「疫病は警告する」（濱田 篤郎著、洋泉社）という本を出版しているので、関心のある方は参考としていただきたい。

（ロ）海外邦人安全課長より外務省の対応につき説明。

- 外務省では、「海外邦人の新型インフルエンザ対策に関する医療専門家委員会」を設置し、3 回の会合を開催した。同会合を通じ、新型インフルエンザが発生した場合の外務省の対応について、現実にもった検討を行い、先般、在外公館の対応に関するガイドラインの改定も行った。
- 新型インフルエンザが発生した際、外務省では、WHO による勧告、感染状況や医療体制等発生国の状況、主要国の動向等を総合的に勘案し、危険情報を発出することとしている。

- 危険情報発出の基本的な方針は、新型インフルエンザ発生に関する情報を各種情報チャンネルの活用により、いち早く収集し、感染が拡大する前に退避の可能性について検討を促すものである。なお、医学的には、フェーズ 4-5 の段階で、退避のために航空機等に搭乗することは、不特定多数の人々が存在する場に身を曝すこととなり、感染のリスクを高めることとなるため、主要国の多くは、流行時には、生活備蓄品を活用して自宅等に留まることを促す方針であることを併せて申し上げる。
- 各企業・団体におかれては、新型インフルエンザについて十分な対策をお願いしたい。なお、御検討に際しては、新型インフルエンザ発生から WHO が公式発表を行うまでには、様々な要因により相当程度の日数が掛かる可能性があるため、WHO が公式発表を行う時点では、フェーズ 4 がスキップされ、いきなりフェーズ 5 となる可能性があることを考慮いただきたい。このため、外務省は、WHO のフェーズ宣言に先駆けて危険情報を発出する可能性もあることを指摘したい。
- また、新型インフルエンザ流行時には、航空機が運航を停止し、退避手段がなくなる可能性があり、更に現地では十分な医療が受けられない可能性があることを重ねて指摘するとともに、各企業・団体におかれては、こうした状況をも踏まえた対策を講じるようお願いしたい。

(了)